

1. 道路網の整備促進について

要 旨

道路網の整備は、地域の産業経済の振興、生活の向上、観光地へのアクセスなど地域発展の根幹となる重要なものであり、その整備改良については緊急かつ重要な課題であります。

つきましては、下記事項について国等への要望並びに整備改良をしていただきますよう要望いたします。

記

1. 山陰自動車道の早期完成
2. 米子自動車道「蒜山 I C～米子 I C」の4車線化の早期整備
3. 地域高規格道路の整備改良
 - ①「北条湯原道路」の早期完成
 - ②「江府三次線」の整備促進
(「江府道路」の早期整備、「鍵掛峠道路」の広島県側・鳥取県側の同時工事着手と鳥取県側の一部については、倉吉河川国道事務所で実施)
 - ③「鳥取豊岡宮津自動車道」の早期整備
(鳥取市福部町～岩美町本庄間「国道9号駟馳山バイパス」、岩美道路)の早期完成
 - ④「郡家中山道路」の早期計画路線指定
4. 一般国道及び主要地方道の整備改良
 - ①国道482号の整備促進
(淵見～眷米間の改良整備、県境部の未整備区間)
 - ②国道180号南部バイパスの早期完成

- ③主要地方道倉吉江府溝口線の一の沢、二の沢、三の沢の安全対策並びに砂防整備の促進
 - ④主要地方道鳥取鹿野倉吉線の拡幅改良
(三朝町砂原～片柴・三朝町大瀬～倉吉市八屋)
 - ⑤主要地方道倉吉青谷線の拡幅改良
(引地地区・松崎地区)
 - ⑥主要地方道津山智頭八東線の早期着工
(智頭町八頭町間)
5. 一般県道木地山倉吉線河戸橋架替事業の早期完成
6. 大山広域農道について
(県の防災幹線ルートとして位置付けられている極めて重要な路線でありますので、県管理の道路としていただきたい。)

2. 国の制度改正に伴う各種システム 変更等に係る国の財政負担及び県の 財政支援について

要 旨

国においては、国民生活に寄与するため様々な施策の制度設計がなされ、また、適宜その見直し等も進められているところですが、各自治体では国の制度改正の都度、電算システム等の整備が必要となっており、財政力の小さな町村にとっては大きな負担となっています。

つきましては、下記事項に係る国への更なる財政負担の要請と県の財政支援の拡充を要望いたします。

記

1. 災害時要援護者システム導入経費の助成について

災害時要援護者の避難支援対策に関しては、避難所における要援護者の支援のあり方や市町村と福祉サービス提供者や保健師、看護師等の関係機関等の連携のあり方について検討が進められ平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が改訂され、このガイドラインが示されたことにより、市区町村に対して避難支援プランの作成が要請されたところです。

他県よりも高齢化が進んでいる本県におきまして、地域住民との協働による高齢者の見守り体制の充実策と、その地域ネットワークをベースとした高齢者の防災支援システムの確立を急ぐために、鳥取県防災・危機管理対策交付金による電子情報化システム（災害時要援護者情報システム）導入に係る補助金の充実を要望いたします。

また、国の起債事業として防災対策基盤整備事業がありますが、充当率の引き上げ及び交付税措置の拡充を要望いたします。

2. 児童扶養手当事務に要する電算システム経費に対する支援について

生活保護、児童扶養手当の事務にあたっては、これを管理するための電算システムの導入が必要となります。

生活保護システム導入経費については、事務所設置後に設置年度に導入する場合は国10/10、事務所設置の前年度に導入する場合は国1/2の補助事業が設けられていますが、児童扶養手当システム導入経費に対しては、補助事業が設けられていません。

システム導入については多額の経費を要し、個々の町が単独でシステムを導入することは大きな負担となり、今後、事務所設置を検討する上でも課題となると見込まれますので、児童扶養手当システム導入経費に対する国及び県の支援を要望いたします。

3. 住民基本台帳法の改正に伴うシステム変更に係る財政支援について

住民基本台帳法が平成21年7月に改正公布され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとなり、平成24年7月までに施行されることとなっています。

当然、既存住民基本台帳等関連システムの改修が必要となりますので、これに係る財政支援を国及び県に要望いたします。

4. 個人住民税の国税連携に伴う財政支援について

平成23年1月から開始される個人住民税と所得税の連携については、地方電子化協議会の審査システム等設定経費や既存の町民税課税システムの改修が必要であり、ちなみに、サービス提供事業者側の審査システム等改修経費210万円、既存町民税課税システム改修経費212万円、合計422万円の経費が必要です。

国、県からは交付税措置や徴収取扱費の上積みで財政支援を行っているとの説明を受けていますが、小規模自治体では財源の確保に苦慮している状況です。

国税連携により電子申告の普及や事務効率の向上が期待されるところで、この制度が円滑に導入できるよう国及び県の更なる財政支援を要望いたします。

5. 公的個人認証関係の機器更新に関する財政支援等について

現在電子申告の手続で利用されている公的個人認証（電子証明）については、国の政策に基づき、平成16年2月に県の市町村振興協会を通じて寄付を受けたものであり、期間経過に伴い更新の時期に来ているものです。

これについては元々当初の考え方に従い、全国一律に機器を無償譲渡し、更新する流れであったものが、所謂事業仕分けで見直されたものであります。

各自治体において自費更新ということのようですが、小規模の自治体においてこれらの機器更新の経費負担は財政的に困難であり、国の方針として導入整備された経緯からしても、何らかの国の財政支援があってしかるべきと考えますので、国に対する財政支援の要請を要望いたします。

3. 後期高齢者医療制度廃止後の新制度の国民健康保険の運営について

要 旨

国は高齢者医療制度改革会議で、後期高齢者医療制度廃止後の新制度について中間まとめ案が提示され、後期高齢者1,400万人のうち、サラリーマンとその被扶養者200万人を除く1,200万人を国保に加入させる案が明記されました。

また、25年4月から当面75歳以上か65歳以上の「高齢者国保」を都道府県単位で財政運営するが、将来的にはそれ未満の「若人国保」も含め全年齢で現在、市町村単位の国保を都道府県単位化するよう提言されています。

現在、その運営主体につきましては都道府県や広域連合の2つにはほぼ絞られており、中間まとめ案は「都道府県が担うべきとする意見が多数」としながらも「慎重な意見もある」として、結論が先送りされています。

しかし、市町村の保険者の財政状況は、被保険者の高齢化や低所得化が進む中保険料の引き上げが難しく、非常に厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、国や県の支援は必要不可欠なものであり、県が主体となった国保運営を要望いたします。

4. 有害鳥獣駆除対策の拡充並びに継続について

要 旨

イノシシ、シカを中心とする有害鳥獣による農林作物への被害は、年々深刻化している状況にあります。

特に、中山間地域に位置する農山村にとっては、生産農家の意欲が減退し、耕作放棄等の増加が加速している状況にあります。

鳥取県におかれましても、有害鳥獣対策には多大なるご支援をいただいているところでありますが、今後とも国の鳥獣害防止総合対策事業の要望額確保と単県事業の鳥獣被害総合対策事業の継続を要望いたします。

記

1. 有害鳥獣の侵入防止柵、捕獲柵、ワナ等の設置に対する助成額の嵩上げ
2. 捕獲奨励金の交付制度の継続並びに対象鳥獣類の充実
3. 猟友会の育成援助
4. 鳥獣被害対策について技術指導等を行う専門家（鳥獣被害対策専門員）の再配置

5. 30人学級編成の継続及び拡充実施について

要 旨

現在、小学校1・2年生では30人学級、中学校1年生では33人学級が実施されており、きめ細やかな生活指導の充実や基本的な学習習慣の定着をはじめ多大な教育効果が認められています。

つきましては、県の費用負担を含め、この事業の継続実施と義務教育全学年への拡充実施並びに国に対し基準の見直しを働き掛けていただきますようお願いいたします。

6. 間伐材搬出促進事業の継続について

要 旨

戦後の拡大造林期に植栽されたスギ・ヒノキを中心とした人工林資源が利用可能な段階を迎えつつあるものの、長引く木材価格の低迷など、林業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況下にあります。

こうした状況にあっても、間伐材を山土場から市場・製材加工施設等へ運搬するのに要する経費として、間伐材1 m³あたり3,800円を助成する「間伐材搬出促進事業」は、県政の重要課題である“間伐の推進”と“県産材の需要拡大”の大きな原動力となっているのは言うまでもありません。

しかし、今年度末で終期を迎え、平成23年度以降の事業のあり方は今後の検討課題となっているところですが、この事業は低迷する林業に活力を与え、県土の保全や地球温暖化防止などに大きく寄与するものであります。

是非とも平成23年度以降もこの事業を継続していただきますようお願いいたします。

7. 補助金の一括交付金化に伴い廃止される補助金の総額確保について

要 旨

平成22年6月22日閣議決定の「地域主権戦略大綱」において、地域主権の確立を目的として、ひも付き補助金の一括交付金化の実施が掲げられております。

地域の実情に応じて財源を有効活用し、事業の効果を高めることの出来る取り組みとして期待をいたしております。

しかしながら、一括交付金化に伴い補助金を含めた総額を一定程度減額するという声が伝えられており、財政力の小さな町村においては、地域の行政サービスに対する影響が懸念されているところです。

導入にあたっては、一括交付金化を国の財源捻出の手段とせず、現在、事業ごとに算定されている補助金の総額を下回ることはないように国に働きかけていただきますようお願いいたします。

また、一括交付金化の実施状況において、PDCAサイクルを通じた国の評価・改善及び会計検査院の検査活用が掲げられておりますが、本来の目的であります地方の自由裁量の拡大を損なうことのないような制度としていただきますよう併せて働きかけをお願いいたします。